

酒田法第1048号  
平成21年3月27日

山形県酒田市浜中乙123番地  
株式会社 オードヴィ庄内  
代表取締役 佐藤 晴之 殿

酒田税務署長 白田 正広



リキュール製造免許の条件解除通知書

平成21年2月5日付で申出のあった、山形県酒田市浜中乙122番、123番1、124番1、102番1、123番2のリキュール製造免許の条件解除については、これを認めることとし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第66条第2項の規定により、平成18年5月1日付で免許を受けたものとみなされたリキュール製造免許の条件を、平成21年3月27日付で解除したので、酒税法第21条の規定により通知します。